

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については、 C とする。

A	B	C
1 廃止するとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
2 廃止したとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電池を取り外すこと
3 廃止するとき	1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと
4 廃止したとき	1箇月以内にその免許状を返納	送信機を撤去すること

A-2 電波の質に関する次の記述のうち、電波法（第28条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、幅及び安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-3 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、毎日1回以上、航空局又は他の航空機局と通信連絡を行いその機能を確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- 3 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- 4 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。

A-4 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）に規定するところにより主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任 B に無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ③ 免許人は、②の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ④ ②及び③にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 操作の監督	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	3年以内
2 操作の監督	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
3 操作及び運用	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
4 操作及び運用	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 C でなければ呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 送信機を最良の状態	電波の周波数	その通信が終了した後
2 受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
3 送信機を最良の状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4 受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後

A-6 航空移動業務における遭難通信が終了したときに、遭難通信を宰領した航空局がとらなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 できる限り速やかに遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- 2 直ちに航空交通管制の機関及び遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。
- 3 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- 4 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。

A-7 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- 2 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 呼出し及び応答は、「(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回」をそれぞれ順次送信して行うものとする。

A-8 次の記述は、121.5MHzの電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は C の送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 航行中の航空機	通常使用する電波	通報
3 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
4 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号

A-9 航空局等（注）における緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間（航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも15分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 3 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその航空局又は航空機の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。
- 4 航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われな
いか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

A-10 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信において連絡設定ができない場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第156条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空無線電話通信網（注1）に属する責任航空局は、航空機局に対し、第一周波数（注2）の電波による呼出しを行っても応答がないときは、更に第二周波数（注3）の電波による呼出しを行うものとし、この呼出しに対してもなお応答がないときは、通信可能な範囲内にある に対し、当該航空機局との間の通信の疎通に関し、協力を求めるものとする。
- ② ①により協力を求められた無線局は、すみやかに当該 その他適切な措置をしなければならない。
- ③ ①の責任航空局は、航空機局との連絡設定ができないときは、航空交通管制の機関及び当該航空機を に対し、その旨をすみやかに通知しなければならない。通知した後に連絡設定ができた場合も、同様とする。

注1 一定の区域において、航空機局及び2以上の航空局が共通の周波数の電波により運用され、一体となって形成する無線電話通信の系統をいう。

2 当該航空無線電話通信網内の通信において一次的に使用する電波の周波数をいう。

3 当該航空無線電話通信網内の通信において二次的に使用する電波の周波数をいう。

A	B	C
1 他の航空局又は航空機局	航空機に関する情報の収集	所有する者
2 他の航空局又は航空機局	航空機局に対する呼出し	運行する者
3 すべての無線局	航空機局に対する呼出し	所有する者
4 すべての無線局	航空機に関する情報の収集	運行する者

A-11 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第168条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、 又は交通情報航空局から指示されている電波がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては航空機局と航空局との間の通信に使用するためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不適當であるときは、この限りでない。
- ② ①の電波は、遭難通信の開始後において、 に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。
- ③ 遭難航空機局は、①の電波を使用して遭難通信を行うほか、 を使用して遭難通信を行うことができる。

A	B	C
1 責任航空局	航空局が必要と認める場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 6 5 MHz
2 正常運航に関する通信を行う航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 6 5 MHz
3 責任航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 MHz
4 正常運航に関する通信を行う航空局	航空局が必要と認める場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 MHz

A-12 免許人が、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときに関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容をすみやかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。

A-13 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等进行检查させることができるときについて述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、無線局のAが総務省令で定めるものに適合していないと認め当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき、臨時に電波の発射の停止の命令を受けた無線局からそのAが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他Bを確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びにC进行检查させることができる。

A	B	C
1 発射する電波の質	電波の公平かつ能率的な利用	業務書類
2 通信方法その他の運用の方法	電波の公平かつ能率的な利用	時計及び書類
3 発射する電波の質	電波法の施行	時計及び書類
4 通信方法その他の運用の方法	電波法の施行	業務書類

A-14 航空移動業務の無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して30日以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。以下2において同じ。

2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。以下2及び4において同じ。

2 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

3 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

4 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、当該電波利用料を4回に分割して納付することができる。

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 のみを使用するもの
- (4) 開設する無線局

- | | | | |
|----|------------------------------------|---|----------------|
| 1 | あらかじめ総務大臣に届け出なければ | 2 | 総務大臣の免許を受けなければ |
| 3 | 発射する電波が著しく微弱な | 4 | 小規模な |
| 5 | その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 | 6 | 適合表示無線設備 |
| 7 | 0.1ワット以下 | 8 | 1ワット以下 |
| 9 | 総務大臣の登録を受けて | | |
| 10 | 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に | | |

B-2 国際通信を行わない航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）に備付けを要する業務書類等に関する次の事項うち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線業務日誌
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続
- オ 免許状

B-3 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- イ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- オ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

B-4 航空移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第54条、第55条、第57条及び第58条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 航空移動業務の無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

イ 航空移動業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

ウ 航空移動業務の無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

エ 航空移動業務の無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

オ 航空移動業務の無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

B-5 航空機の遭難に係る遭難通報に回答した航空局又は航空機局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3、第171条の5、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。

イ 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。

ウ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対し、当該遭難通報を送信しなければならない。

エ 遭難通報を受信し、これに回答した航空局又は航空機局は、当該遭難通信の宰領を行い、又は適当と認められる他の航空局に当該遭難通信の宰領を依頼しなければならない。

オ 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに回答したときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し送信しなければならない。

B-6 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 に正しく調整した正確な時計を備え付ける。

② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に責任を負う全時間中 とする。

③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する を維持する。更に、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の に通知することなく を中止してはならない。

- | | | | |
|-----------------|--------------|--------|------|
| 1 所属する国又は地域の標準時 | 2 協定世界時（UTC） | 3 随時 | 4 無休 |
| 5 安全及び正常な飛行 | 6 効率的な飛行 | 7 通信連絡 | 8 聴守 |
| 9 航空局又は航空地球局 | 10 運航管理機関 | | |